

2023年度 会津大学「海外留学準備のための英語体験プログラム」  
募集要項

1 趣 旨

2023年度「海外留学準備のための英語体験プログラム」を実施する。このプログラムは、異文化理解や国際化に対する学生のモチベーションを高める機会を提供する。また、海外渡航でしか学べないことも多い中で、できる限り海外に近い環境を体験することを通して、今後の短期・中期海外派遣へとつなげ、国際的視野を持った優秀な人材の育成を目指す。

2 事業概要

海外滞在の模擬体験ができるブリティッシュヒルズ(福島県天栄村)に学生を派遣し、4泊5日の研修プログラムを実施する。参加する学生の研修に係る費用の一部を支援する。

また、この研修に参加した学生は、原則的に課外活動プロジェクト「海外留学準備のための英語体験プログラム」を履修することとし、研修後に合格点に達した学生には、1単位が与えられる。

3 研修内容

- (1) 英語でのプレゼンテーションやディスカッション、リスニング力向上等のための英語レッスンのほか、英国文化・マナー等を学ぶ課外活動等
- (2) 英語を公用語とする語学環境と、本物の英国を再現した施設環境の中で、英語漬けの共同生活を送る

4 募集人数

12名程度

5 研修期間 (予定)

2023年9月21日(木)～9月25日(月)

6 応募資格及び要件

- (1) 本事業の対象者は、2023年度の申請時において本学の学部1年生～3年生で、学業及び研究成績が優秀なこと。  
また、正規の留学生の応募も可能。留学生の募集人数は若干名とし、研修中の英会話リーダーとしての役割も担うことで参加が可能。
- (2) 応募するにあたり、課外活動プロジェクト「海外留学準備のための英語体験プログラム」の履修を必須とし、与えられた課題を適切に行い、研修を終えた者には1単位を付与する。但し、既に別な課外プロジェクトを履修している場合は、単位付与はないが、授業を受け、与えられた課題を行うことを条件として参加を認める。
- (3) TOEFL、TOEIC (本学で実施している TOEIC IP テスト含む)、IELTS、実用英語技能検定等の語学試験のいずれかを受験していること。
- (4) 心身ともに研修先における授業・生活に支障がないこと。
- (5) 研修の成果を本学及び地域における国際交流活動等に積極的に還元しようという意欲があること。
- (6) 採用された学生には、本事業の研修内容向上のために研修に関する調査・アンケートなどを依頼する。指定された期日を厳守し回答すること。
- (7) ブリティッシュヒルズにおける授業や活動は必須であり、必ず参加すること。体調不良等、止むを得ず欠席する場合は、事前に派遣先のコーディネータ等に相談すること。
- (8) 研修後の協定校とのオンラインセッションにも必ず参加すること。
- (9) 研修終了後、報告書、アンケートを指定された期日までに提出すること。報告書はホームページ等に掲載する。なお、求められた提出物を期日までに提出しない場合、単位認定が授与されないので注意すること。

(10) 研修後に開催する発表会で、学習・研究成果や交流活動等について発表すること。

## 7 支援対象費用

次に定める費用について予算の範囲内で支援とする（一部自己負担あり）。

### (1) 語学研修費

設定されているレッスン費、宿泊費、交通費（English コース合計 5 日分、本学とブリティッシュヒルズ間の送迎費、朝食・夕食を含む 4 泊 5 日分の宿泊費）を本学より助成する。

その他の現地での費用は個人負担とする。

### (2) 交通費

本学からブリティッシュヒルズまでのバスによる往復交通費は、本学より助成する。

## 8 支援対象外費用

滞在中の昼食費、その他食費、お土産費等。

## 9 申請方法

本事業に応募する学生は、学生課 国際係（グローバル推進本部内、研究棟 1 階 123）に次の応募書類を提出すること。

募集締切：2023 年 7 月 7 日（金）午後 5 時

### 【申請書類、自己 PR ビデオ】

1) 申請書一式（グローバル推進本部 国際戦略室のウェブサイトよりダウンロード、又はグローバル推進本部にて配布）

2) TOEIC 等の語学能力試験の証明書写し

3) 英語による自己 PR ビデオ

ビデオの作成、評価方法については、“Introduction Video Instructions”をご覧ください。

※授業の履修登録は、採用者決定後にグローバル推進本部 国際戦略室が事務手続きをする。

## 10 選考及び結果通知

選考及び結果通知は次により行う。

(1) 申請書類及び成績証明書を参考に書類審査と英語によるビデオの審査を行う。

(2) 選考結果を申請者に通知する（採用者の内定）。

(3) 国際係が採用内定者を学長に提出し、学長が採用者を決定し、採用通知書にて採用者に通知する。

## 11 研修の取り消し・中止、及び支援額の返納について

本事業の期間中に次のいずれかに該当する事態が生じたときは、採用決定の取り消し、または研修の中止を行うことがある。この場合、支援額の全部又は一部の返納を求める場合がある。

(1) 申請事項に虚偽が発見されたとき

(2) 本学または研修先において、懲戒処分等を受けたとき

(3) 本学を退学したとき

(4) 安全確保の困難など、やむを得ない事情により本学が研修中止と判断したとき

(5) 自身の都合で採用を辞退するとき（辞退手続きに係る諸費用等は原則自己負担）

(6) 授業科目：課外活動プロジェクト「海外留学準備のための英語体験プログラム」への出席、課題の提出を怠った、若しくは現地での授業、イベントに正当な理由なく欠席したとき

## 12 問い合わせ先

会津大学 学生課 国際係

オフィス：研究棟 1 階 123 号室（月）～（金）9 時～17 時 15 分

e-mail: i-sad@u-aizu.ac.jp

Tel : 0242-37-2761